保育認定（2・3号）用

令和９年度
教育・保育給付認定申請書　保育所等利用申込（継続確認）書

受付場所	課 ・ 施設
市受付印	

徳島市長　宛

記入例（新規申込用）

保護者は、徳島市に住民登録のある方としてください。

電話番号は、日中に連絡可能な番号を①から順に記入してください。

本書による申込以外に、他の施設を申込している場合は記入してください。

申請児童	ﾌﾘｶﾞﾅ	ﾄｸｼﾏ　ﾊﾅｺ	性別	生年月日	年齢
	氏　名	徳島　花子	女	令和7年1月1日	2 歳
				第　子	R9.4.1現在
	ﾌﾘｶﾞﾅ	ﾄｸｼﾏ　ﾀﾛｳ	連絡先	① 090-1111-2222	続柄［ 母 ］
	氏　名	徳島　太郎		② 090-3333-4444	続柄［ 父 ］
				③	続柄［ ］
				注）徳島市からの連絡は、①から順に優先連絡します	

〒７７０－８０５３

住所　徳島市沖浜東２丁目１６番地

令和9年1月1日の住所	父	☑ 徳島市内	□ 徳島市外	住所：［ ］
	母	□ 徳島市内	☑ 徳島市外	住所：［徳島県●●市●●町1000番地の1 ］
令和9年1月1日の住所	父	☑ 徳島市内	□ 徳島市外	住所：［ ］
	母	□ 徳島市内	☑ 徳島市外	住所：［徳島県●●市●●町1000番地の1 ］

他施設の申込状況（併願の有無）	☑ 有（幼稚園等の他施設を別に申込している）	□ 無（本書による申込のみ）
申込施設	●●●●幼稚園	注）市立認定こども園1号と他の保育所等とは併願不可

申請児童の状況	アレルギーの有無	有 ・ （無）	障害・持病等の有無	有 ・ （無）		
申請世帯の状況	ひとり親世帯の該当	有 ・ （無）	世帯員が障害者手帳等を受給	有 ・ （無）	生活保護の受給	有 ・ （無）

① 世帯の状況　・申請児童を除く 同一敷地内の全員（世帯別でも）を記入、申請児童の父母・兄弟は別居の場合でも記入

	ﾌﾘｶﾞﾅ 氏　名	続柄	生年月日	年齢	父母等の就労（予定）先や、児童の利用（申請）施設 等（R9.4.1現在） 就労先・利用施設の名称	左記の施設等	備　考	徳島市チェック欄（申請者は記入不要）
1	徳島　太郎	父	S58.1.3	44歳	●●株式会社	☑ 就労(学)・利用中 □ 就労予定・申請中	単身赴任中	□ 育明け・短縮予定（～　年　月　日）
2	徳島　和子	母	S59.1.4	43歳	●●病院	□ 就労(学)・利用中 ☑ 就労予定・申請中		□ 就労内定 □ 保育士等 □ 公園児等
3	徳島　一郎	兄	R3.4.3	5歳	●●保育所	☑ 就労(学)・利用中 □ 就労予定・申請中		
4	阿波　冬美	祖母	R37.1.6	65歳	無　職	□ 就労(学)・利用中		
5				歳				

就労内定などの状態にある場合は、必ずチェックしてください。

単身赴任中、別居中など、状況に応じて記入してください。

② 利用希望する期間・施設

利用希望期間	令和　９　年　４　月　１　日　から		□ 年　月末日まで			
利用希望施設	第1希望	●●保育所	☑ きょうだいの在籍あり	第4希望	△△保育所	□ きょうだいの在籍あり
	第2希望	△△認定こども園	□ きょうだいの在籍あり			
	第3希望	■■保育所	□ きょうだいの在籍あり			

利用可能な施設が複数ある場合は、**複数（原則3つ以上）ご希望ください。**
3つ以上ご希望いただくと、利用調整を行う上で、**大きな加点対象**となります。
※ ただし、利用決定後、自己都合で入所辞退された場合は、以後の利用調整（入所選考）で減点の対象となります。

保育時間は、施設によって異なりますので、必ずご確認ください。

③ 利用希望する保育時間　・保育時間は施設により異なるため注

希望区分	☑ 保育標準時間（最長11時間まで	
希望時間	平　日	８時　00
	土曜日の保育希望	☑ あり
	土　曜　日	8時　00

希望月に入所できなかった場合、「翌月以降も継続して、利用調整（入所選考）を希望するかどうか」を選択してください。

本申請書の取扱い

希望月からの利用ができない場合	☑ 利用できるまで待つ（翌月以降も利用調整希望）　□ 申請を取り下げる（翌月以降の利用調整不要）
利用調整の希望（育児休業中の方はどちらかにチェックしてください。）	□ 入所が決定されれば、入所月の翌月１５日までに育児休業から復職する。 注）きょうだいが、保育認定を受けている場合は除く
	□ 育児休業の延長を許容できるため、選考時の優先度が下がってもよい。
注意事項	１．チェックをすることにより、優先指数が減点されます。 ２．利用調整の結果、施設に空き等がある場合は、利用決定となります。

④ 保育を必要とする事由　・該当する箇所にチェック

区分	類型	父	母	具体的な状況		
01	就労	✓		就労日数月20日以上	月 160 時間以上 の就労を常態	20
02					月 140 時間以上 ～ 160 時間未満 の就労を常態	18
03					月 120 時間以上 ～ 140 時間未満 〃	16
04					月 100 時間以上 ～ 120 時間未満 〃	14
05					月 64 時間以上 ～ 100 時間未満 〃	12
06				就労日数月20日未満	月 160 時間以上 の就労を常態	20
07					月 140 時間以上 ～ 160 時間未満 の就労を常態	16
08			✓		月 120 時間以上 ～ 140 時間未満 〃	14
09					月 100 時間以上 ～ 120 時間未満 〃	12
0A					月 64 時間以上 ～ 100 時間未満 〃	10
11	妊娠・出産			妊娠		16
21	保護者の疾病・障害			疾病		20
22						16
23						12
24						20
25						16
26				療養	一般療養（運動・外出等の制限ありだが、身の回りのことは自分で可）	12
27				障害	介護を要する（身体 1～ 2級、精神 1級、療育A、要介護度 3～5）	20
28					保育に支障がある（身体 3級以下、精神 2級以下、療育B、要介護度 1～2）	14
29					上記以外で保育の必要性がある（要介護度 要支援 等）	8
31	親族の介護・看護			月 160 時間以上 の介護・看護を常態		18
32				月 140 時間以上 ～ 160 時間未満 の介護・看護を常態		16
33				月 120 時間以上 ～ 140 時間未満 〃		14
34				月 100 時間以上 ～ 120 時間未満 〃		12
35				月 64 時間以上 ～ 100 時間未満 〃		10
41	災害復旧			火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育ができない場合		20
51	求職中			求職活動または自営準備のため、外出することを常態とする場合		4
61	就学中			職業訓練校・専門学校・大学等に就学中である場合	居宅外での就学 月 160 時間以上の就学を常態とする	18
62					居宅外での就学 月 140 時間以上 ～ 160 時間未満の就学を常態	16
63					居宅外での就学 月 120 時間以上 ～ 140 時間未満 〃	14
64					居宅外での就学 月 100 時間以上 ～ 120 時間未満 〃	12
65					居宅外での就学 月 64 時間以上 ～ 100 時間未満 〃	10
66					居宅内での就学（通信教育等）	6
71	虐待・ＤＶ			虐待・ＤＶ等を受けている又は受ける恐れがある場合		20
81	育児休業中			1年未満の育児休業を取得する保護者で、認可保育施設（事業所内保育施設 従業員枠を		20

就労の場合は、就労日数・時間について、勤務先から発行された就労証明書を参照のうえでチェックしてください。

＜記入の際の注意事項＞

■ **利用可能な施設が複数ある場合は、複数（原則3つ以上）ご希望ください。**
3つ以上ご希望いただくと、利用調整（入所選考）を行う上で、大きな加点対象となります。
※ ただし、利用決定後、自己都合で入所辞退された場合は、以後の利用調整（入所選考）で減点の対象となります。

■ **黒ボールペンで記入**してください。（**消すことができるボールペンや修正ペン・テープは使用不可**です。これらを使用していた場合は再提出していただきます。）また、本申請書は、**申請児童1人につき、1枚作成**してください。

■ **市立認定こども園の幼稚園部分（1号認定）は、同施設の保育所部分（2号認定）や、他の認可保育施設（2号認定）との同時申込（併願）はできません。**

■ 「① 世帯の状況」欄は、**申請児童の20～64歳の同居親族（別世帯であっても、同住所に居住している 親族を含む）全員を記入**してください。
また、**申請児童の父母・兄姉については、別居の場合でも記入**して ください。

■ **4月入所1次申込**（受付期間：令和8年10月20日～11月5日）の際は、本申請書は、**第1希望施設または 子ども保育課（要予約）のいずれかに提出**してください。
（4月入所2次申込（受付期間：令和8年11月6日～）以降は、子ども保育課（予約不要）へ提出してください。）

■ **個人情報の取扱について**
本申請書・添付書類等については、教育・保育給付認定、保育所等の利用調整・入所、保育料の算定並びに関係通知の発送に係る手続き等、保育所等に関する事務以外の目的には利用しません。